「鹿児島レブナイズ スクール」 ~入会規約~

第1条(管理運営)

鹿児島レブナイズスクール (以下「本スクール」という。) の運営は、株式会社鹿児島レブナイズ (以下「当社」という。) が行う。

第2条(入会)

- 1. 本スクールに入会を希望する者(以下「入会希望者」という。)は、当社に対し、当 社所定の申込書を提出するものとする。ただし、入会希望者が未成年の場合は、法定 代理人たる地位の者(以下「保護者」という。)の同意を取得の上で、申込書を提出 するものとする。
- 2. 当社は、前項の申込に対し、入会可能かを審査し、必要に応じて、当社の指定する書面の提出を求めることができるものとする。
- 3. 入会希望者は、当社が入会を承諾した時点で、本スクールの生徒(以下「スクール 生」という。)になるものとする。

第3条(入会の取消)

入会審査時または入会承諾後に下記条項にいずれかに該当する場合、入会を拒絶またはスクール生としての資格を取り消すことができる。

- (1) 入会申込内容に虚偽の記載・申告、誤記、記入・申告漏れ等がある場合
- (2) 入会希望者が実在しない場合
- (3) 入会希望者の承諾なくして他人が申込んだ場合
- (4) 入会希望者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団その他これらに準じる者(以下、あわせて 反社会的勢力という。)の関係者であると当社が認める場合
- (5) 過去に入会、退会または休会を繰り返しており、それらが不適切なものであると 当社が判断した場合
- (6) 本規約に違反した場合
- (7) スクール生または保護者と連絡がとれない場合
- (8) その他、選手として不適当であると当社が認める場合
- (9) スクール生又はその保護者が本スクールの活動に関して不当かつ不合理な要求に より円滑な業務遂行を妨げていると当社が判断した場合

第4条(練習等)

1. 本スクール生は、本スクールの入会をもって、当社の指定する講師の指導の下、バス

ケットボールの練習をすることができる。

- 2. 練習の内容、日時及び場所等の詳細については、別途当社が定めるものとする。ただ し、当社は、やむを得ない事情が生じた場合は、定められた練習内容、日時及び場所 を変更又は中止することができる。
- 3. 当社は、スクール生に対し、イベント参加等の特典を付与することができる。なお、 当社は、社会情勢の変動等のやむをえない場合により当該特典の中止又は日程変更を することができるものとする。

第5条(活動期間)

- 1. 本スクールの活動期間は、毎年4月~翌年3月とする。
- 2. 当社は、前項に定める期間であっても、年末年始等の別途定める期間については休校とすることができる。なお、かかる休校の振り替えは原則行わないものとする。
- 3. スクール生は、活動期間終了月の 5 日までに申出を行わない場合、自動的に次期活動期間も継続してスクール生としての地位を有するものとする。なお、年齢制限等の別途当社が定める条件を満たさなくなった場合は除くものとする。
- 4. スクール生は、前項に基づき次期活動期間も継続する場合は、別途当社の定める年会費を支払うものとする。

第6条(連絡)

- 1. スクール生は、体調不良等により本スクールの練習やイベントを欠席する場合には、 当社指定のシステムを利用する等当社の定める方法によりへ直接連絡するものとする。
- 2. スクール生は、住所、電話番号等申込み時に当社に提出した情報に変更が生じた場合には、前項に定める方法と同様の手段により速やかに当社に届け出るものとする。
- 3. 当社は、練習に関する事項等スクールの活動に関する事項についてスクール生へ連絡を行う場合、原則として、入会申込時に提出された連絡先又は当社が別途定める方法により連絡を行うものする。なお、前項の届出を怠った場合やスクール生の所有する通信機器負等の不具合等より連絡が確認できなかったことでスクール生に不利益が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとする。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除く。

第7条(会費等)

1. スクール生及び保護者は、当社が指定する決済方法により当社が別途定める入会費及び 月謝(第5条4項に定める年会費が生じる場合は当該年会費を含む。以下「会費等」と いう。)を支払うものとする。なお、スクール生及び保護者は、当社が事前に通知する ことにより、社会情勢の変動等を鑑み会費等を合理的な範囲内で変更することができる ことを予め承諾するものとする。

- 2. 会費等の支払を支払期日から3か月以上滞納し、当社から支払に関して当社指定のシステムその他当社の定める方法により通知を行い、それによってもスクール生又は保護者から支払の意思表示がされない場合、第11条第4号の定めにより、当該スクール生は除名処分になるものとする。
- 3. スクール生又は保護者が会費等の支払の遅延を繰り返す場合、当社とスクール生又は保護者と協議し、支払方法の変更等を検討して改善を図るものとする。なお、改善を図ることが困難であると判断された場合、当社は、第11条第4号の規定により、スクール生を除名処分することができるものとする。
- 4. 月謝は、月の途中での入会については日割り計算を行うものとするが、月の途中の退会の場合については日割り計算されないものとする。

第8条 (会費の返金)

当社に支払いが完了している会費等は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、理由の 如何に関わらず返金されないものとする。

第9条(休会及び退会)

- 1. 休会もしくは退会する場合、事前に当社指定のシステムその他当社の定める方法により届け出なければならない。
- 2. 休会を希望する場合は、休会を希望する月の 5 日までに休会届を提出するものとする。なお、期間は1ヶ月以上3ヶ月以内とし、これを超える場合は自然退会となりスクール生としての資格を失う。また、無断で練習等の本スクールの活動に2週間以上参加しなかった場合は、指導を停止され、スクール生としての資格を失う。ただし、やむを得ない事情により事前に当社に了承を得ている場合は、その限りではない。
- 3. 退会は、各月の5日までに当社に所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができる。

第10条(禁止事項)

選手及び保護者は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 使用する諸設備・諸室以外に許可なく出入りすること
- (2) 他のスクール生及び保護者に対して迷惑となる行為
- (3) 有形無形を問わず、本スクールの活動を妨げる行為
- (4) スクール生が繰り返し練習を無断欠席すること
- (5) 当社の本社駐車場を利用すること

第11条(除名)

当社は、スクール生が以下に該当するときは、除名することができるものとする。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 法令に違反したとき
- (3) 飲酒、喫煙その他未成年者としてふさわしくない行為をしたとき
- (4) 会費その他の定められた費用を支払わないとき
- (5) 事前連絡なしに練習、イベントを欠席 したとき
- (6)練習を1か月以上継続して欠席したとき
- (7)練習において、当社(コーチ・スタッフを含む)の指示に従わないとき
- (8) 本スクールの名誉 または 品格を毀損したとき
- (9) 反社会的勢力の関係者であることが判明したとき
- (10) スクール生として不適格と当社が判断したとき

第12条 (スクール生の傷害及び事故後の対応)

- 1. 当社は、本スクールの練習中にスクール生が負傷した場合、応急措置を行うものとする。
- 2. スクール生は、スクール生の負担により、当社が指定する傷害保険に加入する。なお、当該保険への加入手続きは、当社が当社名義にて行うものとし、スクール生は当社に対して活動期間分の保険料を支払うものとする。 この場合、活動期間中に退会等をした場合であっても保険料は返還しないものとする。
- 3. 当社は、当社の故意又は重大な過失によるものと客観的証拠から立証されない限り、 本スクールにおける練習、イベント及び移動などにおいての不測の事故による傷害に対 しての一切責任を負わないものとする。
- 4. 本スクールの活動中における盗難又は器物の破損、活動場所への移動中の往路・帰路 における事故については、当社の故意又は重大な過失によるものと客観的証拠から立証 されない限り、当社は責任を負わないものとする。

第13条(免責)

当社は、地震、噴火、洪水、津波等の自然災害、社会的に対応を要する疫病、火災、停電、戦争、争乱、暴動、労働争議その他の事情により本規約に定める義務の履行が困難な場合、本規約に定める義務の不履行又は履行遅滞については何ら責任を負わないものとする。

第14条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、スクール生の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、電子メールアドレス等の個人情報(以下「個人情報」という。)について、個人情報保護法等の法令及び当社のプライバシーポリシーに則り取り扱うものとする。

- 2. スクール生は、当社が以下の各号のいずれかに該当する場合に限り、個人情報を開示することができることを予め承諾するものとする。
 - (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 公的機関による適法適式な開示請求がなされた場合
 - (3) 通知その他郵便物等の送付を業者へ委託する場合
 - (4) 公益財団法人日本バスケットボール協会その他の競技団体への提供が必要な場合
 - (5) 個人情報保護法その他法令により認められた場合

第15条(肖像権の利用)

スクール生は、本スクールの広報にあたり自己の肖像等の撮影があること及び当社が当該 肖像等を撮影した画像及び映像を本スクールの広報やプロモーションに無償で利用するこ とについて予め承諾するものとする。

第16条 (規約の改正)

- 1. 当社は、本規約を随時改定することができる。
- 2. 当社は、本規約変更後、電子メールその他合理的方法によってスクール生又は保護者の了知しうる方法において通知するものとし、当該通知に定める変更日時点から、変更の効力が生じるものとする。
- 3. 前項にかかわらず、本規約変更後に本スクールの活動に参加したスクール生は変更後の規約に同意したものとみなす。

第17条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈については日本法を適用するものとする。

制定日:令和5年10月1日改定日:令和6年7月1日

「鹿児島レブナイズ U 1 5 」 ~入会規約~

第1条 (チーム名称)

名称は「鹿児島レブナイズ U15」(以下「チーム」という。)とする。

第2条(管理運営·所在)

チームの管理運営は、「株式会社鹿児島レブナイズ」(以下「当社」という。)が行う。

第3条(目的)

チームの活動目的は、鹿児島県内のバスケットボールの更なる強化・育成を目的とし、将来、鹿児島レブナイズで活躍できる選手の育成、世界に通用する日本代表選手の輩出を目指す。

第4条(入会資格)

チームの選手(以下「選手」という。)として活動することを希望する者の入会資格は、以下の各号の全てを満たした者とする。

- (1) 当社が開催するトライアウトに合格した者であること
- (2) 当社が入会審査においてチームにふさわしい選手であると認め、かつ将来性があると認めた者であること
- (3) チームの所属選手として Team JBA に登録し、所属する学校の部活動又は当チーム以外のクラブチーム等に登録されていない者であること
- (4) 第3条の目的に賛同する者であること
- (5) 本規約を遵守することを誓約し、選手の法定代理人たる地位の者(以下「保護者」という。)の同意を取得の上、同意書及び入会届を提出した者であること

第5条(入会の取り消し)

入会審査時または入会承諾後に下記条項に該当する場合、入会を拒絶または会員資格を取り消すことができる。

- (1) 入会申込内容に虚偽の記載・申告、誤記、記入・申告漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合
- (4) 入会申込者がいわゆる暴力団等反社会的勢力の関係者であると当社が認める場合
- (5) 過去に入会、退会または休会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
- (6) 本規約に違反した場合
- (7) 選手または保護者と連絡がとれない場合
- (8) その他、選手として不適当であると当社が認める場合
- (9) 選手又はその保護者がチーム活動に関して不当かつ不合理な要求により円滑な業務遂行を妨げていると当社が判断した場合

第6条(会費等)

選手は、当社が指定する決済方法により別紙記載の入会費及び月謝(第23条第4項に定める年会費が生じる場合は、当該年会費を含む。以下「会費等」という。)を支払うものとする。なお、選手及び保護者は、当社が事前に通知することにより、社会情勢の変動等を鑑み会費等を合理的な範囲内で変更することができることを予め承諾するものとする。また、月途中での入会となった場合には、月謝は日割計算されるものとする。

第7条 (会費の不返納)

当社に支払いが完了している会費等は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、理由の如何に関わらず返金されないものとする。

第8条(会費の滞納)

正当な理由なく会費等の支払いを3ヶ月間怠った場合、指導を停止され、選手としての資格を失い、退会処分となる場合がある。ただし、やむを得ない事情により事前に当社に了承を得ている場合は、その限りではない。

第9条(着用義務)

選手は、移動を含むチームの活動中においては、チーム指定のトレーニングウェア及びユニフォームを 看用しなければならない。また、チームの活動外において、チーム指定のトレーニングウェア及びユニ フォームの着用を固く禁ずる。

第10条(休会及び退会)

- 1. 休会もしくは退会する場合、休会もしくは退会を希望する月の当月5日までに当社所定の方法により届け出なければならない。
- 2. 休会は、期間を1ヶ月以上3ヶ月以内とし、これを超える場合は自然退会となり選手としての資格を失う。また、無断で練習または試合等のチームの活動に2週間以上参加しなかった場合は、指導を停止され、選手としての資格を失う。ただし、やむを得ない事情により事前に当社に了承を得ている場合は、その限りではない。
- 3. 退会は、第1項に定める届出を行うことにより、その月末限りで退会することができる。

第11条(連絡の義務)

- 1. 選手は、居住地の住所、電話番号など事前に当社に申請した連絡先に変更が生じた場合には、速やかに当社所定の方法によりクラブへ届け出なければならない。
- 2. 当社は、前項の連絡を怠った場合又は選手若しくはその保護者に起因する事由(その所有する通信機器の不具合を含む。)により、選手が当社からの連絡を確認できなかったことにより生じた不利益について、その責任を一切負わないものとする。
- 3. 選手は、練習又は試合等を含めたチームの活動を欠席する場合、その活動内容及び理由の如何を問わず、必ず当社の定める担当者に直接連絡をしなければならない。

第12条(指導等)

- 1. 選手は、練習方針及び活動予定に則って、指導を受けることができるものとする。
- 2. 選手は、前項に定める他、当社が別途定めるチームの活動についても参加することができるものとする。ただし、当該活動の内容によっては、当社が定員等の参加基準を定める場合があること及び諸般の状況を鑑み活動を中止する場合があることを予め承諾するものとする。

第13条 (練習方針)

選手及びその保護者は、チームの指導方針や活動方針について、当社に一任するものとする。

第14条(活動予定)

毎月の練習または試合等のチームの活動予定は、チームから発行される予定表にしたがう。

第15条(行動規範)

選手は、以下の行動規範を守り、世界に通用するバスケットボール選手を目指し、常に全力でバスケットボールに取り組まなければならない。

- (1) 日本国の刑罰法規に抵触する行為を行ってはならない
- (2) チームの風紀を乱す行為を行ってはならない
- (3) 必ずチームのルールを守り、U15担当者やヘッドコーチ、スタッフの指導に従うこと

- (4) 所属する学校の校則を守り、学生らしい言動と整容をすること
- (5) 所属する学校において学習面に問題がないこと
- (6) 常に同年代の鑑となり、地域の模範となるような行動をすること
- (7) 常に礼儀正しくあいさつができること
- (8) 当社の運営するプロバスケットボールクラブ「鹿児島レブナイズ」の一員としての自覚をもち、 チームの活動には責任をもって参加すること

第16条(禁止事項)

選手及び保護者は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 使用する諸設備・諸室以外に許可なく出入りすること
- (2) 他の選手及び保護者に対して迷惑となる行為
- (3) 有形無形を問わず、チーム活動を妨げる行為
- (4) 選手が繰り返しチーム活動を無断欠席すること
- (5) 当社の本社駐車場を利用すること

第17条(退会処分)

当社は、選手が次のいずれかに該当した場合、選手を退会させることがある。

- (1) 選手が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行い、あるいは重大な不祥事を起こしたとき
- (2)選手又は保護者が、本規約の事項または当社の指示に違反し、当社が改善の催促をしたにもかかわらず、これを拒絶あるいは無視し、改善しなかったと認められたとき
- (3) 第16条に定める禁止事項に該当したとき

第18条 (選手の傷害及び事故等の対応)

- (1)選手は選手の負担により、当社が指定する傷害保険に加入する。なお、当社の指定する傷害保険への加入手続きは、当社が当社名義にて行うものとし、選手は当社に対して保険料を支払うものとする、
- (2) 当社は、選手に対し、チームの活動中において事故のないよう万全なる注意を払わなければならない。ただし、当社の故意又は重大な過失によるものと客観的証拠から立証されない限り、バスケットボールの練習及び試合、または移動などにおいての不測の事故による傷害に対しての補償については、当社が指定する傷害保険を適用するものとし、それ以外の補償は負わないものとする。
- (3) 当社は、選手がチームの活動中に怪我をした場合、応急処置を行わなければならない。救急を要する場合は、救急搬送を行わなければならない。
- (4) チームの活動中における盗難又は器物の破損、活動場所への移動中の往路・帰路における事故については、当社の故意又は重大な過失によるものと客観的証拠から立証されない限り、当社は責任を負わないものとする。

第19条(免責)

当社は、地震、噴火、洪水、津波等の自然災害、社会的に対応を要する疫病、火災、停電、戦争、争乱、暴動、労働争議その他の事情により本規約に定める義務の履行が困難な場合、本規約に定める義務の不履行又は履行遅滞については何ら責任を負わないものとする。

第20条(個人情報の取扱い)

- 1. 当社は、選手の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、JBA登録番号、電子メールアドレス等の個人情報(以下「個人情報」という。)について、個人情報保護法等の法令及び当社のプライバシーポリシーに則り取り扱うものとする。
- 2. 選手は、当社が以下の各号のいずれかに該当する場合に限り、個人情報を開示することができることを予め承諾するものとする。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 公的機関による適法適式な開示請求がなされた場合
- (3) 通知その他郵便物等の送付を業者へ委託する場合
- (4) 公益財団法人日本バスケットボール協会その他の競技団体への提供が必要な場合
- (5) 個人情報保護法その他法令により認められた場合

第21条(肖像権の利用)

選手は、チームの広報にあたり自己の肖像等の撮影があること及び当社が当該肖像等を撮影した画像及び映像をチームの広報やプロモーションに無償で利用することについて予め承諾するものとする。

第22条 (規約の改正)

- 1. 当社は、本規約を随時改定することができる。
- 2. 当社は、本規約変更後、電子メールその他合理的方法によって選手又は保護者の了知しうる方法において通知するものとし、当該通知に定める変更日時点から、変更の効力が生じるものとする。
- 3. 前項にかかわらず、本規約変更後にチームの活動に参加した選手は変更後の規約に同意したものと みなす。

第23条(所属期間)

- 1. 選手がチームに所属する期間(以下「所属期間」という。)は、入会届を提出した日又は入会届を 提出した日の属する年の4月1日のいずれか遅い日から翌年3月31日までとする。
- 2. 所属期間満了日の1カ月前までに選手から退会の申出がない場合、自動的に所属期間は1年間延長するものとし、以後同様とする。
- 3. 選手は、前項に基づき自動更新されるにあたり各種手続きが必要となった場合、当社の指示に従って、各種手続きを行うものとし、これを怠ったことにより生じた不利益について当社が一切の責任を 負わないことに承諾するものとする。
- 4. 選手は、第2項に基づいて所属期間が延長された場合、別途当社が定める年会費を支払うものとする。

第24条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈については日本法を適用するものとする。

附則

本規約は 2023 年 10 月より実施する。

本規約の改定日は以下のとおりとする。

改定日: 2024年4月1日 2024年7月1日

「鹿児島レブナイズ U18」 ~入会規約~

第1条 (チーム名称)

名称は「鹿児島レブナイズ U18」(以下「チーム」という。)とする。

第2条(管理運営·所在)

チームの管理運営は、「株式会社鹿児島レブナイズ」(以下「当社」という。)が行う。

第3条(目的)

チームの活動目的は、鹿児島県内のバスケットボールの更なる強化・育成を目的とし、将来、鹿児島レブナイズで活躍できる選手の育成、世界に通用する日本代表選手の輩出を目指す。

第4条(入会資格)

チームの選手(以下「選手」という。)として活動することを希望する者の入会資格は、以下の各号の全てを満たした者とする。

- (1) 当社が開催するトライアウトに合格した者であること
- (2) 当社が入会審査においてチームにふさわしい選手であると認め、かつ将来性があると認めた者であること
- (3) チームの所属選手として Team JBA に登録し、所属する学校の部活動又は当チーム以外のクラブチーム等に登録されていない者であること
- (4) 第3条の目的に賛同する者であること
- (5) 本規約を遵守することを誓約し、選手の法定代理人たる地位の者(以下「保護者」という。)の同意を取得の上、同意書及び入会届を提出した者であること

第5条(入会の取り消し)

入会審査時または入会承諾後に下記条項に該当する場合、入会を拒絶または会員資格を取り消すことができる。

- (1) 入会申込内容に虚偽の記載・申告、誤記、記入・申告漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合
- (4) 入会申込者がいわゆる暴力団等反社会的勢力の関係者であると当社が認める場合
- (5) 過去に入会、退会または休会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
- (6) 本規約に違反した場合
- (7) 選手または保護者と連絡がとれない場合
- (8) その他、選手として不適当であると当社が認める場合
- (9) 選手又はその保護者がチーム活動に関して不当かつ不合理な要求により円滑な業務遂行を妨げていると当社が判断した場合

第6条(会費等)

選手は、当社が指定する決済方法により別紙記載の入会費及び月謝(第23条第4項に定める年会費が生じる場合は、当該年会費を含む。以下「会費等」という。)を支払うものとする。なお、選手及び保護者は、当社が事前に通知することにより、社会情勢の変動等を鑑み会費等を合理的な範囲内で変更することができることを予め承諾するものとする。また、月途中での入会となった場合には、月謝は日割計算されるものとする。

第7条 (会費の不返納)

当社に支払いが完了している会費等は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、理由の如何に関わらず返金されないものとする。

第8条 (会費の滞納)

正当な理由なく会費等の支払いを3ヶ月間怠った場合、指導を停止され、選手としての資格を失い、退会処分となる場合がある。ただし、やむを得ない事情により事前に当社に了承を得ている場合は、その限りではない。

第9条(着用義務)

選手は、移動を含むチームの活動中においては、チーム指定のトレーニングウェア及びユニフォームを 看用しなければならない。また、チームの活動外において、チーム指定のトレーニングウェア及びユニ フォームの着用を固く禁ずる。

第10条(休会及び退会)

- 1. 休会もしくは退会する場合、休会もしくは退会を希望する月の当月5日までに当社所定の方法により届け出なければならない。
- 2. 休会は、期間を1ヶ月以上3ヶ月以内とし、これを超える場合は自然退会となり選手としての資格を失う。また、無断で練習または試合等のチームの活動に2週間以上参加しなかった場合は、指導を停止され、選手としての資格を失う。ただし、やむを得ない事情により事前に当社に了承を得ている場合は、その限りではない。
- 3. 退会は、第1項に定める届出を行うことにより、その月末限りで退会することができる。

第11条 (連絡の義務)

- 1. 選手は、居住地の住所、電話番号など事前に当社に申請した連絡先に変更が生じた場合には、速やかに当社所定の方法によりクラブへ届け出なければならない。
- 2. 当社は、前項の連絡を怠った場合又は選手若しくはその保護者に起因する事由(その所有する通信機器の不具合を含む。)により、選手が当社からの連絡を確認できなかったことにより生じた不利益について、その責任を一切負わないものとする。
- 3. 選手は、練習又は試合等を含めたチームの活動を欠席する場合、その活動内容及び理由の如何を問わず、必ず当社の定める担当者に直接連絡をしなければならない。

第12条(指導等)

- 1. 選手は、練習方針及び活動予定に則って、指導を受けることができるものとする。
- 2. 選手は、前項に定める他、当社が別途定めるチームの活動についても参加することができるものとする。ただし、当該活動の内容によっては、当社が定員等の参加基準を定める場合があること及び諸般の状況を鑑み活動を中止する場合があることを予め承諾するものとする。

第13条 (練習方針)

選手及びその保護者は、チームの指導方針や活動方針について、当社に一任するものとする。

第14条(活動予定)

毎月の練習または試合等のチームの活動予定は、チームから発行される予定表にしたがう。

第15条(行動規範)

選手は、以下の行動規範を守り、世界に通用するバスケットボール選手を目指し、常に全力でバスケットボールに取り組まなければならない。

- (1) 日本国の刑罰法規に抵触する行為を行ってはならない
- (2) チームの風紀を乱す行為を行ってはならない
- (3) 必ずチームのルールを守り、U18担当者やヘッドコーチ、スタッフの指導に従うこと

- (4) 所属する学校の校則を守り、学生らしい言動と整容をすること
- (5) 所属する学校において学習面に問題がないこと
- (6) 常に同年代の鑑となり、地域の模範となるような行動をすること
- (7) 常に礼儀正しくあいさつができること
- (8) 当社の運営するプロバスケットボールクラブ「鹿児島レブナイズ」の一員としての自覚をもち、 チームの活動には責任をもって参加すること

第16条(禁止事項)

選手及び保護者は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 使用する諸設備・諸室以外に許可なく出入りすること
- (2) 他の選手及び保護者に対して迷惑となる行為
- (3) 有形無形を問わず、チーム活動を妨げる行為
- (4) 選手が繰り返しチーム活動を無断欠席すること
- (5) 当社の本社駐車場を利用すること

第17条(退会処分)

当社は、選手が次のいずれかに該当した場合、選手を退会させることがある。

- (1) 選手が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行い、あるいは重大な不祥事を起こしたとき
- (2)選手又は保護者が、本規約の事項または当社の指示に違反し、当社が改善の催促をしたにもかかわらず、これを拒絶あるいは無視し、改善しなかったと認められたとき
- (3) 第16条に定める禁止事項に該当したとき

第18条 (選手の傷害及び事故等の対応)

- (1)選手は選手の負担により、当社が指定する傷害保険に加入する。なお、当該保険への加入手続は、当社が当社名義にて行うものとし、選手は当社に対して保険料を支払うものとする。
- (2) 当社は、選手に対し、チームの活動中において事故のないよう万全なる注意を払わなければならない。ただし、当社の故意又は重大な過失によるものと客観的証拠から立証されない限り、バスケットボールの練習及び試合、または移動などにおいての不測の事故による傷害に対しての補償については、当社が指定する傷害保険を適用するものとし、それ以外の補償は負わないものとする
- (3) 当社は、選手がチームの活動中に怪我をした場合、応急処置を行わなければならない。救急を要する場合は、救急搬送を行わなければならない。
- (4) チームの活動中における盗難又は器物の破損、活動場所への移動中の往路・帰路における事故については、当社の故意又は重大な過失によるものと客観的証拠から立証されない限り、当社は責任を負わないものとする。

第19条(免責)

当社は、地震、噴火、洪水、津波等の自然災害、社会的に対応を要する疫病、火災、停電、戦争、争乱、暴動、労働争議その他の事情により本規約に定める義務の履行が困難な場合、本規約に定める義務の不履行又は履行遅滞については何ら責任を負わないものとする。

第20条 (個人情報の取扱い)

- 1. 当社は、選手の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、JBA登録番号、電子メールアドレス等の個人情報(以下「個人情報」という。)について、個人情報保護法等の法令及び当社のプライバシーポリシーに則り取り扱うものとする。
- 2. 選手は、当社が以下の各号のいずれかに該当する場合に限り、個人情報を開示することができることを予め承諾するものとする。
 - (1) 本人の同意がある場合

- (2) 公的機関による適法適式な開示請求がなされた場合
- (3) 通知その他郵便物等の送付を業者へ委託する場合
- (4) 公益財団法人日本バスケットボール協会その他の競技団体への提供が必要な場合
- (5) 個人情報保護法その他法令により認められた場合

第21条(肖像権の利用)

選手は、チームの広報にあたり自己の肖像等の撮影があること及び当社が当該肖像等を撮影した画像及 び映像をチームの広報やプロモーションに無償で利用することについて予め承諾するものとする。

第22条 (規約の改正)

- 1. 当社は、本規約を随時改定することができる。
- 2. 当社は、本規約変更後、電子メールその他合理的方法によって選手又は保護者の了知しうる方法において通知するものとし、当該通知に定める変更日時点から、変更の効力が生じるものとする。
- 3. 前項にかかわらず、本規約変更後にチームの活動に参加した選手は変更後の規約に同意したものとみなす。

第23条(所属期間)

- 1. 選手がチームに所属する期間(以下「所属期間」という。)は、入会届を提出した日又は入会届を提出した日の属する年の4月1日のいずれか遅い日から翌年3月31日までとする。
- 2. 所属期間満了日の1カ月前までに選手から退会の申出がない場合、自動的に所属期間は1年間延長するものとし、以後同様とする。
- 3. 選手は、前項に基づき自動更新されるにあたり各種手続きが必要となった場合、当社の指示に従って、各種手続きを行うものとし、これを怠ったことにより生じた不利益について当社が一切の責任を負わないことに承諾するものとする。
- 4. 選手は、第2項に基づいて所属期間が延長された場合、別途当社が定める年会費を支払うものとする。

第24条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈については日本法を適用するものとする。

附則

本規約は 2024 年 10月より実施する。

本規約の改定日はいかのとおりとする。

改定日:2024年4月1日 2024年7月1日